

(平成21年10月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中央第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 177 件

厚生年金関係 177 件

厚生年金 事案 4672～4827（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（＜訂正後標準報酬月額＞（別添一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を＜訂正後標準報酬月額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

2 申立内容の要旨

申立期間： ＜申立期間（自）＞（別添一覧表参照）から＜申立期間（至）＞（別添一覧表参照）まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先の＜事業所名＞が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（＜訂正後標準報酬月額＞（別添一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注） 同一グループ会社に係る同種の案件 156 件（別添一覧表参照）

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	訂正後 標準報酬月額
4672			女	昭和 49年 生		A社	平成10年8月1日	平成10年10月1日	15万 円
4673			女	昭和 51年 生		A社	平成10年8月1日	平成10年10月1日	15万 円
4674			女	昭和 47年 生		A社	平成10年8月1日	平成10年10月1日	15万 円
4675			女	昭和 36年 生		A社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	28万 円
4676			女	昭和 52年 生		A社	平成10年8月1日	平成10年10月1日	16万 円
4677			女	昭和 48年 生		A社	平成10年8月1日	平成10年10月1日	15万 円
4678			女	昭和 52年 生		A社	平成10年8月1日	平成10年10月1日	16万 円
4679			女	昭和 43年 生		A社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	11万 円
4680			女	昭和 42年 生		A社	平成10年6月1日	平成10年10月1日	15万 円
4681			女	昭和 52年 生		A社	平成10年11月24日	平成11年8月1日	15万 円
4682			女	昭和 47年 生		B社	平成12年5月15日	平成12年8月11日	13万 4,000円
4683			女	昭和 51年 生		C社	平成13年4月1日	平成13年10月1日	16万 円
4684			男	昭和 18年 生		D社	平成12年10月1日	平成13年10月1日	50万 円
4685			女	昭和 49年 生		D社	平成13年1月1日	平成13年10月1日	15万 円
4686			女	昭和 53年 生		D社	平成13年6月1日	平成13年10月1日	20万 円
4687			女	昭和 40年 生		D社	平成12年10月1日	平成13年7月1日	13万 4,000円
4688			男	昭和 37年 生		E社	平成13年6月1日	平成13年10月1日	41万 円
4689			男	昭和 46年 生		E社	平成14年7月1日	平成14年8月1日	47万 円
4690			男	昭和 28年 生		F社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
4691			男	昭和 18年 生		F社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
4692			男	昭和 22年 生		F社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
4693			男	昭和 28年 生		F社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
4694			男	昭和 22年 生		F社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
4695			男	昭和 30年 生		F社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
4696			男	昭和 26年 生		F社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
4697			男	昭和 27年 生		F社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
4698		(死亡)	男	昭和 24年 生		F社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
4699			男	昭和 25年 生		F社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
4700			男	昭和 21年 生		F社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
4701			男	昭和 20年 生		F社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	訂正後 標準報酬月額
4702			男	昭和 32年 生		F社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	44万 円
4703			男	昭和 29年 生		F社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
4704			男	昭和 22年 生		F社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
4705			男	昭和 28年 生		F社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
4706			男	昭和 25年 生		F社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
4707			男	昭和 20年 生		F社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
4708			男	昭和 30年 生		F社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
4709			男	昭和 35年 生		F社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	41万 円
4710			男	昭和 20年 生		F社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
4711		(死亡)	男	昭和 35年 生		F社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	44万 円
4712			男	昭和 25年 生		F社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
4713		(死亡)	男	昭和 17年 生		F社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
4714			男	昭和 26年 生		F社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
4715			男	昭和 22年 生		F社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
4716			男	昭和 43年 生		F社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	34万 円
4717			男	昭和 29年 生		F社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
4718			男	昭和 18年 生		F社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
4719			男	昭和 41年 生		F社	平成10年1月1日	平成10年2月1日	36万 円
4720			男	昭和 28年 生		F社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
4721			男	昭和 18年 生		F社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
4722			男	昭和 21年 生		F社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
4723			男	昭和 23年 生		F社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
4724			男	昭和 50年 生		F社	平成13年4月1日	平成13年5月1日	32万 円
4725			女	昭和 42年 生		G社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	28万 円
4726			女	昭和 34年 生		G社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	16万 円
4727			女	昭和 38年 生		H社	平成14年10月7日	平成15年9月1日	34万 円
4728			女	昭和 41年 生		I社	平成9年6月1日	平成9年10月1日	34万 円
4729			女	昭和 49年 生		J社	平成11年4月1日	平成11年7月1日	26万 円
4730			男	昭和 19年 生		K社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
4731			男	昭和 20年 生		K社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
4732		(死亡)	男	昭和 14年 生		K社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
4733		(死亡)	男	昭和 14年 生		K社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	訂正後標準報酬月額
4734			女	昭和 45年 生		L社	平成12年10月1日	平成13年10月1日	38万 円
4735		(死亡)	男	昭和 13年 生		L社	平成10年8月1日	平成10年10月1日	24万 円
4736			男	昭和 49年 生		M社	平成14年2月1日	平成14年10月1日	41万 円
4737			女	昭和 46年 生		M社	平成11年10月1日	平成13年10月1日	38万 円
4738			男	昭和 51年 生		N社	平成13年10月1日	平成14年10月1日	30万 円
4739			女	昭和 48年 生		O社	平成10年10月1日	平成11年8月1日	26万 円
4740			女	昭和 37年 生		O社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	28万 円
4741			女	昭和 51年 生		O社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	12万 6,000円
4742			女	昭和 47年 生		O社	平成11年10月1日	平成12年5月1日	34万 円
4743			女	昭和 47年 生		O社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	14万 2,000円
4744			男	昭和 48年 生		O社	平成10年10月1日	平成11年8月1日	26万 円
4745			女	昭和 29年 生		O社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	14万 2,000円
4746			女	昭和 43年 生		O社	平成11年10月1日	平成12年1月29日	30万 円
4747			女	昭和 49年 生		O社	平成11年10月1日	平成12年3月1日	19万 円
4748			女	昭和 47年 生		O社	平成12年3月1日	平成12年7月1日	36万 円
4749			女	昭和 44年 生		O社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	18万 円
4750			女	昭和 45年 生		O社	平成10年10月1日	平成11年7月31日	19万 円
4751			女	昭和 50年 生		O社	平成11年10月1日	平成12年1月21日	32万 円
4752			男	昭和 48年 生		O社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	41万 円
4753			女	昭和 22年 生		O社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	11万 円
4754			男	昭和 25年 生		O社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	41万 円
4755			女	昭和 48年 生		O社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	18万 円
4756			女	昭和 44年 生		O社	平成12年10月1日	平成13年8月1日	20万 円
4757			女	昭和 46年 生		O社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	10万 4,000円
4758			女	昭和 51年 生		O社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	22万 円
4759			女	昭和 29年 生		O社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	24万 円
4760			男	昭和 45年 生		O社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	38万 円
4761			男	昭和 49年 生		O社	平成11年10月1日	平成12年4月10日	41万 円
4762			女	昭和 47年 生		O社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	24万 円
4763			女	昭和 48年 生		O社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	13万 4,000円
4764			女	昭和 45年 生		O社	平成11年10月1日	平成12年1月19日	26万 円
4765			女	昭和 46年 生		O社	平成11年10月1日	平成12年7月1日	26万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	訂正後標準報酬月額
4766			女	昭和 29年 生		O社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	44万 円
4767			男	昭和 42年 生		O社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	34万 円
4768			女	昭和 46年 生		O社	平成10年10月1日	平成11年6月1日	24万 円
4769			女	昭和 49年 生		O社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	20万 円
4770			女	昭和 51年 生		O社	平成11年10月1日	平成12年5月1日	30万 円
4771			女	昭和 28年 生		O社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	13万 4,000円
4772			女	昭和 38年 生		O社	平成10年10月1日	平成11年8月1日	16万 円
4773			女	昭和 48年 生		O社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	16万 円
4774			男	昭和 23年 生		O社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	50万 円
4775			男	昭和 46年 生		O社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	36万 円
4776			女	昭和 43年 生		O社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	14万 2,000円
4777			女	昭和 27年 生		O社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	24万 円
4778			女	昭和 50年 生		O社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	30万 円
4779			女	昭和 48年 生		O社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	24万 円
4780			女	昭和 37年 生		O社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	32万 円
4781			女	昭和 31年 生		O社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	24万 円
4782			女	昭和 45年 生		O社	平成11年10月1日	平成12年4月1日	30万 円
4783			女	昭和 47年 生		O社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	24万 円
4784			男	昭和 47年 生		P社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	32万 円
4785			男	昭和 53年 生		Q社	平成12年8月1日	平成12年10月1日	19万 円
4786			女	昭和 47年 生		R社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	28万 円
4787			女	昭和 41年 生		S社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	34万 円
4788			女	昭和 51年 生		S社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	36万 円
4789			女	昭和 45年 生		T社	平成12年4月1日	平成12年10月1日	30万 円
4790			男	昭和 52年 生		U社	平成13年10月1日	平成14年7月1日	26万 円
4791			女	昭和 47年 生		U社	平成13年6月1日	平成13年10月1日	20万 円
4792			女	昭和 18年 生		V社	平成15年8月1日	平成15年11月1日	36万 円
4793			男	昭和 15年 生		W社	平成11年1月1日	平成11年2月1日	59万 円
4794			女	昭和 47年 生		W社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	24万 円
4795			女	昭和 41年 生		W社	平成11年5月31日	平成11年7月1日	18万 円
4796			女	昭和 46年 生		W社	平成10年1月7日	平成10年7月1日	13万 4,000円
4797			男	昭和 18年 生		W社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	訂正後標準報酬月額
4798			男	昭和 29年 生		W社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	53万 円
4799			男	昭和 13年 生		W社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	47万 円
4800			男	昭和 25年 生		W社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
4801			男	昭和 43年 生		X社	平成9年10月1日	平成10年2月1日	38万 円
4802			女	昭和 50年 生		Y社	平成11年10月1日	平成11年11月1日	26万 円
4803			女	昭和 51年 生		Z社	平成13年10月1日	平成14年3月1日	22万 円
4804			女	昭和 50年 生		A1社	平成14年5月1日	平成14年9月7日	13万 4,000円
4805			女	昭和 42年 生		A1社	平成14年5月1日	平成14年10月1日	17万 円
4806			女	昭和 43年 生		B1社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	20万 円
4807			女	昭和 47年 生		C1社	平成10年12月1日	平成11年10月1日	24万 円
4808			女	昭和 51年 生		D1社	平成10年9月1日	平成10年10月1日	22万 円
4809			女	昭和 48年 生		D1社	平成11年10月1日	平成12年1月1日	20万 円
4810			女	昭和 44年 生		E1社	平成10年3月1日	平成10年10月1日	15万 円
4811			男	昭和 39年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	44万 円
4812			男	昭和 31年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年7月1日	50万 円
4813			女	昭和 47年 生		E1社	平成10年3月1日	平成10年10月1日	17万 円
4814			男	昭和 21年 生		E1社	平成10年3月1日	平成10年10月1日	50万 円
4815			女	昭和 47年 生		E1社	平成10年3月1日	平成10年10月1日	16万 円
4816			女	昭和 47年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	16万 円
4817			女	昭和 46年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	15万 円
4818			男	昭和 35年 生		F1社	平成9年10月1日	平成9年11月1日	38万 円
4819			男	昭和 56年 生		G1社	平成14年2月1日	平成14年3月1日	17万 円
4820			女	昭和 52年 生		H1社	平成14年5月1日	平成14年10月1日	13万 4,000円
4821			男	昭和 53年 生		H1社	平成14年5月1日	平成14年10月1日	12万 6,000円
4822			女	昭和 47年 生		I1社	平成11年10月1日	平成12年1月1日	28万 円
4823			男	昭和 39年 生		J1社	平成12年6月1日	平成12年10月1日	36万 円
4824			女	昭和 37年 生		K1社	平成13年10月1日	平成13年12月1日	16万 円
4825			男	昭和 23年 生		L1社	平成10年8月1日	平成10年10月1日	59万 円
4826			男	昭和 44年 生		M1社	平成10年4月1日	平成10年7月1日	36万 円
4827			男	昭和 23年 生		N1社	平成10年7月1日	平成10年8月1日	59万 円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（13万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 女
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和39年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 平成9年4月1日から同年5月31日まで
② 平成9年5月31日から同年10月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（13万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 女
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和48年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 平成9年4月1日から同年5月31日まで
② 平成9年5月31日から同年10月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 女
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和30年11月生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 平成9年4月1日から同年5月31日まで
② 平成9年5月31日から同年10月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社及びB社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 女
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和42年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成9年9月1日から10年10月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 女
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和 39 年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 10 月 1 日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（平成9年9月については50万円、10年7月については53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録をこれらの額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和 25 年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 平成9年9月1日から同年10月1日まで
② 平成10年7月1日から同年8月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社及びB社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（平成9年9月については50万円、10年7月については53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（平成10年2月から同年4月までの期間については50万円、同年6月から同年9月までの期間については12万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録をこれらの額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 女
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和50年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 平成10年2月1日から同年5月1日まで
② 平成10年6月1日から同年10月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（平成10年2月から同年4月までの期間については50万円、同年6月から同年9月までの期間については12万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和14年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 平成9年4月1日から同年5月31日まで
② 平成9年5月31日から同年10月1日まで
③ 平成10年11月1日から11年10月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果38万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の30万円とされている。しかしながら、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年5月1日から同年8月1日まで

申立期間の標準報酬月額は、A社が、報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対し誤って行い、その後、訂正が行われているものの、控除された保険料に見合う標準報酬月額が年金額の計算の基礎にならないと記録されている。控除された保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初30万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成16年9月に30万円から38万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（38万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（30万円）となっている。

しかしながら、厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立期間について、

その主張する標準報酬月額（38 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

厚生年金 事案 4837 (別添一覧表参照)

第1 委員会の結論

申立人は、＜申立期間＞(別添一覧表参照)に支給された賞与において、＜訂正後標準賞与額＞(別添一覧表参照)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を＜訂正後標準賞与額＞(別添一覧表参照)に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞(別添一覧表参照)

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準賞与額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準賞与額に基づく保険料が控除されており、勤務先の＜事業所名＞(別添一覧表参照)が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の賞与等報酬記録表から、申立人は、＜訂正後標準賞与額＞(別添一覧表参照)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一グループ会社に係る同種の案件1件(別添一覧表参照)

別紙

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間 (賞与支給日)	訂正後 標準賞与額
4837			男	昭和 33年 生		A社	平成15年6月25日	76万 3,000円

厚生年金 事案 4838 (別添一覧表参照)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の<事業所名> (別添一覧表参照) における資格取得日に係る記録を<訂正後資格取得日> (別添一覧表参照) に訂正し、申立期間の標準報酬月額を<標準報酬月額> (別添一覧表参照) とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

2 申立内容の要旨

申立期間： <申立期間(自)> (別添一覧表参照) から<申立期間(至)> (別添一覧表参照) まで

<事業所名> (別添一覧表参照) における厚生年金基金の記録では<申立期間(自)> から勤務とされているが、社会保険庁の記録では<申立期間(至)> とされている。

<申立期間(自)> (別添一覧表参照) から勤務し、保険料も控除されていた。また、事業所が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の加入員台帳、標準報酬記録表及び基金賞与等報酬記録表(以下「基金記録等」という。)から、申立人は、<事業所名> (別添一覧表参照) に<訂正後資格取得日> (別添一覧表参照) から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、基金記録等から判断すると、<標準報酬月額> (別添一覧表参照) とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一グループ会社に係る同種の案件1件 (別添一覧表参照)

別紙

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	訂正後 資格取得日	標準 報酬月額
4838			女	昭和 33年 生		A社	平成11年5月10日	平成11年6月1日	平成11年5月10日	15万 円

厚生年金 事案 4839～4843（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の＜事業所名＞（別添一覧表参照）における資格喪失日に係る記録を＜訂正後資格喪失日＞（別添一覧表参照）に訂正し、申立期間の標準報酬月額を＜標準報酬月額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

2 申立内容の要旨

申立期間： ＜申立期間（自）＞（別添一覧表参照）から＜申立期間（至）＞（別添一覧表参照）まで

厚生年金基金の記録では、＜事業所名＞（別添一覧表参照）における資格喪失日が＜申立期間（至）＞（別添一覧表参照）とされているが、社会保険庁の記録では＜申立期間（自）＞（別添一覧表参照）とされている。

＜退職日＞（別添一覧表参照）まで勤務し、保険料も控除されていた。また、事業所が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の加入員台帳、標準報酬記録表及び基金賞与等報酬記録表（以下「基金記録等」という。）から、申立人は、＜事業所名＞（別添一覧表参照）に＜退職日＞（別添一覧表参照）まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、基金記録等から判断すると、＜標準報酬月額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注） 同一グループ会社に係る同種の案件5件（別添一覧表参照）

別紙

受付番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	訂正後 資格喪失日	退職日	標準報酬月額
4839			女	昭和 41年 生		A社	平成13年10月31日	平成13年12月1日	平成13年12月1日	平成13年11月30日	12万 6,000円
4840			女	昭和 52年 生		B社	平成13年3月31日	平成13年4月1日	平成13年4月1日	平成13年3月31日	16万 円
4841			男	昭和 37年 生		C社	平成10年4月25日	平成10年5月1日	平成10年5月1日	平成10年4月30日	59万 円
4842			男	昭和 49年 生		D社	平成11年9月1日	平成11年10月1日	平成11年10月1日	平成11年9月30日	28万 円
4843			女	昭和 53年 生		E社	平成14年4月1日	平成14年5月1日	平成14年5月1日	平成14年4月30日	24万 円

厚生年金 事案 4844～4847（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の〈事業所名〉（別添一覧表参照）における資格取得日に係る記録を〈訂正後資格取得日〉（別添一覧表参照）に、資格喪失日に係る記録を〈訂正後資格喪失日〉（別添一覧表参照）に訂正し、申立期間の標準報酬月額を〈標準報酬月額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

2 申立内容の要旨

申立期間： 〈申立期間（自）〉（別添一覧表参照）から〈申立期間（至）〉（別添一覧表参照）まで

社会保険庁の記録では、〈事業所名〉（別添一覧表参照）における記録が無く、未加入期間が生じているが、申立期間に継続して勤務し、保険料も控除されていた。厚生年金基金の記録でも継続した加入員記録がある。

事業所が、社会保険事務所に対し届出を行わなかったとのことなので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の加入員台帳、標準報酬記録表及び基金賞与等報酬記録表（以下「基金記録等」という。）により、申立人が申立期間において〈事業所名〉（別添一覧表参照）に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、基金記録等から判断すると、〈標準報酬月額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得及び資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し行っておらず、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注） 同一グループ会社に係る同種の案件4件（別添一覧表参照）

別紙

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	訂正後資格取得日	訂正後資格喪失日	標準報酬月額
4844			女	昭和 35年 生		A社	平成13年2月21日	平成13年3月2日	平成13年2月21日	平成13年3月2日	12万 6,000円
4845			女	昭和 42年 生		B社	平成9年4月1日	平成9年7月1日	平成9年4月1日	平成9年7月1日	14万 2,000円
4846			女	昭和 44年 生		B社	平成9年5月16日	平成9年8月1日	平成9年5月16日	平成9年8月1日	13万 4,000円
4847			女	昭和 54年 生		C社	平成13年5月1日	平成13年7月1日	平成13年5月1日	平成13年7月1日	19万 円

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成14年6月3日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成14年6月3日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成14年10月1日から15年4月1日までの期間については、申立人は、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和52年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 平成14年6月3日から同年8月1日まで
② 平成14年10月1日から15年4月1日まで

申立期間①について、A社における厚生年金基金の記録では平成14年6月3日から勤務とされているが、社会保険庁の記録では同年8月1日とされている。

平成14年6月3日から勤務し、保険料も控除されていた。

また、申立期間②について、厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されていた。

申立期間①及び②ともに勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、厚生年金基金の加入員台帳、標準報酬記録表及び基金賞与等報酬記録表（以下「基金記録等」という。）から、申立人は、A社に平成14年6月3日から継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、基金記録等から判断すると、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間②については、基金記録等から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。